

**認可外保育施設など無償化の対象となる施設・サービスを運営・提供する事業者の皆さんへ**

**<認可外保育施設を新たに設置する場合>**

1. 県に届出が必要です。詳細は、以下 URL にてご確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kodomokosodate/kosodateshien/1054387/1022176.html>

2. 県への届出後、幼児教育・保育の無償化対象施設の確認のため、「特定子ども・子育て支援施設等確認」の申請が必要です。県への設置届提出日以降に、以下書類を幼児教育保育課へ提出してください。

○提出書類（様式は「幼児教育・保育無償化」のページ下部に掲載しています。）

- ・様式第 1 号 確認申請書
- ・様式第 1 号 確認申請書 別紙 1～5 の内該当事業のもの
- ・誓約書
- ・その他様式第 1 号下部に記載の添付書類

**<設置後の届出事項変更の場合>**

1. 以下の内容に変更がある場合、県に届出が必要です。

- ・施設の名称及び所在地
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地（設置主体そのものが替わる場合は、廃止と新規設置の手続きが必要です。）
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の管理者の氏名及び住所

詳細は、以下 URL にてご確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kodomokosodate/kosodateshien/1054387/1022176.html>

2. 県への届出後、幼児教育保育課へ提出をお願いします。

○提出書類（様式は「幼児教育・保育無償化」のページ下部に掲載しています。）

- ・様式第 4 号 変更届
- ・その他様式第 4 号下部に記載の添付書類

お問い合わせ先

磐田市幼児教育保育課 0538-37-2754